

5月8日(月)以降の営業形態について

新型コロナウイルスの扱いが5月8日以降、5類に引き下げられることに併せて、これまで感染対策を含めて対応してきた営業形態を以下のように変更させていただきます。

【マスクの着用】

4月1日より「お客様ご本人の判断」という形で変更させていただきましたので、そのまま継続させていただきます。加えて、監視員のマスク着用も不要となりますので、ご承知おきください。

【検温】

引き続き、検温器は設置させていただきますが、マスクの着用と同様にお客様ご本人の判断という形になります。入場時に各自の体温チェックのため必要がある方はご利用ください。

【トレーニング室の人数制限撤廃】

トレーニング室の1回10人までの人数制限は撤廃し、何名でも入場できるようになります。

【消毒】

消毒については今までの形を継続させていただきます。消毒用のスプレーや布巾は用意しておきますので、手指消毒及びトレーニング室の機器使用後の消毒は、今まで通り行ってくださいますようお願いいたします。

【専用使用時の健康チェックカードの提出】

専用使用時に提出していただいていた「健康チェックカード」の提出は廃止いたします。尚、利用者全員の健康状況につきましては、利用団体が責任をもって把握していただき、発熱・咳など体調不良者がいた場合は、施設内に入れない等の確実な対応をお願いいたします。

専用使用団体は、コロナ禍前の時のように、男女別の参加人数を受付窓口伝えてから入場してください。

【観覧席への観覧者の入場】

既に観覧席の人数制限は撤廃されておりますので、大会や合宿などにおける観客の入場の可否につきましては、主催団体のご判断にお任せいたします。

令和5年5月9日(火)の営業より、上記の形で制限を緩和いたしますが、新型コロナウイルスは完全に封じ込められたわけではありませんので、一人一人が体調管理と感染対策への意識をもってご利用ください。尚、採暖室につきましては、今年の11月より再開の予定です。以上、よろしくお願いいたします。

静岡県立水泳場
場長代理 佐藤 晋也